

(案)

資料1-2

東京都広告物審議会

「答申」

～広告宣伝車に対する規制について～

令和5年12月

はじめに

東京都広告物審議会は、令和5年6月28日に、知事から「広告宣伝車に対する規制について」の諮問を受けた。

広告宣伝車に対する都の屋外広告物規制については、東京都屋外広告物条例及び同施行規則において広告物等の規格を定めており、また、平成23年10月からは屋外広告業界団体による広告デザインの自主審査制度を導入してデザインの質の確保を図っている。

しかし、現在、都内では、都条例の適用対象外である、道路運送車両法に基づく登録に係る使用の本拠の位置が他の道府県等の区域に存する広告宣伝車が、派手な色遣いや過度な発光を伴って数多く走行し、都市の良好な景観への影響や交通環境の悪化が問題となっており、現行の都の規制が実態とそぐわない面が表れている。

この現状に対して適切に対応するため、道路運送車両法に基づく登録に係る使用の本拠の位置が他の道府県等の区域に存する広告宣伝車に対する都条例の適用について、検討することが求められた。

このため、当審議会は、規格等検討小委員会を2回、審議会を2回開催し、広告宣伝車に対する屋外広告物規制について議論を進め、令和5年10月26日の令和5年度第2回東京都広告物審議会において、「広告宣伝車に対する屋外広告物規制の考え方（案）」を可決した。その後、都民及び事業者等の意見を幅広く募集するため、同年11月6日から12月5日までパブリックコメントを実施した。

その後、規格等検討小委員会を1回、審議会を1回開催して調査審議を行い、その結果をとりまとめ、ここに答申するものである。

都、都民、広告主、広告宣伝車事業者、屋外広告業界、関係機関等の協力の下、本答申の内容が着実に実施され、都市の良好な景観形成と交通の安全が図られることを期待する。

目次

1	広告宣伝車の車体利用広告に対する現行の都の屋外広告物規制	1
2	都内を走行する広告宣伝車の現状と課題	1
3	規制の考え方の方向性	2
4	規制の実施について	2
5	追記—広告宣伝車等の課題について—	3
	(参考資料1) 規定改正により、都内を走行する都外ナンバーの広告宣伝車に適用される規制の概要	5
	(参考資料2) 東京都屋外広告物条例及び同施行規則(抜粋)	7
	(付属資料1) 東京都広告物審議会委員名簿	8
	(付属資料2) 審議経過	9

1 広告宣伝車の車体利用広告に対する現行の都の屋外広告物規制

東京都屋外広告物条例（以下「都条例」という。）及び東京都屋外広告物条例施行規則（以下「都規則」という。）において、「道路」は広告物の表示又は広告物を掲出する物件を設置してはならない「禁止区域」として定められている（都条例第6条第十号）。ただし、電車又は自動車の外面を利用する広告物等については、規則で定める基準に適合する場合に限り、「道路」で広告物の表示等を行うことが認められている（都条例第14条第二号、第15条第四号）。

広告宣伝車の車体利用広告についても、都条例に掲げる良好な景観の形成、若しくは風致の維持、又は公衆に対する危害の防止という目的の下、都条例及び都規則に必要な規制が定められている。

また、平成22年には、当時、色や光の使用がエスカレートした広告宣伝車が問題となっていたため、今後の対応等について当審議会に付議がなされた。審議会での検討の結果、平成23年1月に、広告宣伝車についてバスやタクシーなどで行っている広告デザインの自主審査体制の導入を図るべき旨を答申した。

本答申を受けて、都は都規則を改正し、平成23年10月から広告宣伝車について広告デザインの自主審査制度を導入し、広告デザインの質の確保を図ってきた。

しかし、都条例の規定上、都の規制は道路運送車両法に基づく登録に係る使用の本拠の位置が都内にある（以下「都内ナンバー」という。）自動車についてのみ適用され、他の道府県等の区域にある（以下「都外ナンバー」という。）自動車については当該道府県等の広告物等に関する条例の規制に従い広告を表示することとなっており、都条例の規制は適用されないことになっている。

このため、都は、都外から都内に流入する広告宣伝車のデザイン面での対応策として、平成26年から、都内を走行する都外ナンバーの広告宣伝車についても同協会の広告デザインの自主審査を受けられるようにし、近隣県や関係事業者へ審査受検の協力要請を行うなどしてきた。

2 都内を走行する広告宣伝車の現状と課題

現在、都内の繁華街では、広告宣伝車が派手な色遣いや過度な発光を伴って低速で周回走行しており、良好な景観形成への影響や交通環境の悪化の問題が生じている。

都内の繁華街で宣伝活動を行う広告宣伝車のほとんどが、都条例の規制の適用対象外である都外ナンバーのものとなっており、広告宣伝車の車体利用広告に対する都の規制が実態とそぐわない面が表れている。

3 規制の考え方の方向性

都内を走行する都外ナンバーの広告宣伝車には、広告デザインや規格の面で都条例の規制に照らして適合していないものが多く見られる。

広告デザインについては、上記1のとおり、都外ナンバーの広告宣伝車についても広告デザイン自主審査を受検できる体制が整備されているが、これまでほとんど活用されておらず、今後、広告宣伝車の広告主や事業者等が積極的に受検する見込みもない。

このことは、都が、平成23年に広告デザイン自主審査制度の導入により、広告デザインの質の確保を図ろうとした趣旨を没却するものである。

また、都条例等に定める広告宣伝車に関する規制は、良好な景観形成や交通安全の確保の観点から定められたものであるが、他自治体の広告宣伝車に対する規制は都に比べて相対的に緩やかであるため、他自治体の屋外広告物条例等に定める規制に適合していても、都の規制に適合していないことが生じる。

このため、都内に多く流入している都外ナンバーの広告宣伝車について、車両登録の使用の本拠の位置である自治体の広告物等に関する条例の規定に従い広告を表示していれば、都内でも表示できるとする現行の都の規制では、都条例等に定める規制の目的を十分に達することができない。

そこで、本審議会としては、広告宣伝車の車体利用広告に対する現行の都条例の規制について、都内を走行する都外ナンバーの広告宣伝車にも適用されるよう、規定を改正するべきであると考えている。

4 規制の実施について

都内を走行する都外ナンバーの広告宣伝車に都条例の規制を適用するに当たっては、以下の点に留意すべきである。

(1) 規制対象となる都外ナンバーの広告宣伝車について

都外から都内に流入する広告宣伝車については、都内で宣伝することを目的に都内を走行するものが多いと思われるが、都外の宣伝目的地向かうために都内を通過するものも考えられる。

都外の宣伝目的地向かうために都内を通過して走行する場合であっても、広告を表示していれば屋外広告物に該当するのであるから、規制の対象とすべきである。

(2) 規制の実効性確保に向けて

都外ナンバーの広告宣伝車に屋外広告物の許可申請をしっかりと行わせ、無

許可車を抑止することが重要である。そのためには、許可を受けた広告宣伝車であると外観上確認できるような表示を行うことが必要と考えられるので、都はその方法について検討すること。

また、広告宣伝車は道路を移動するものであるため、規制の運用や違反等の取締りで難しい面もあるが、都は、今後、警視庁等の関係機関と連携して対応することが重要である。

さらに、広告宣伝車は、都県境を越えて、走行する自治体の景観や交通安全に影響を及ぼすものであるから、都には、九都県市首脳会議等の場を活用し、近隣県市や大都市等の自治体間での広告宣伝車に関する情報共有や連携した取組、情報発信等を先導して行ってもらいたい。

(3) 広告主、広告宣伝車事業者等に対する制度の周知

本規制により全国の広告宣伝車が都内を走行する場合は規制対象となるため、都は、規制の内容が広告主や広告宣伝車事業者等の関係者や全国の自治体に行きわたるように、積極的な情報発信や説明会などを行って周知すべきである。

都外ナンバーの広告宣伝車は、これまで車両の使用の本拠の位置の自治体の屋外広告物許可を得ずに走行させているケースもあるようなので、今後、都での屋外広告物許可や屋外広告業登録といった必要な手続についても啓発を行うこと。

また、文章だけでは規制の内容が伝わりにくいところがあるので、説明の仕方等を工夫すること。

(4) 広告デザイン自主審査基準について

現在、広告宣伝車の広告デザイン自主審査制度については、公益社団法人東京屋外広告協会が自ら基準を定めて審査を行っている。

今後、審査の対象範囲が都内を走行する全ての都外ナンバーの広告宣伝車に拡大されるに当たり、審査の結果に対する予測性を上げることが重要と考えられるため、審査基準の設定方法について、都と協会とで協議されたい。

5 追記—広告宣伝車等の課題について—

(1) 屋外広告物法・屋外広告物条例の領域外の課題

広告宣伝車については、屋外広告物法と同法に基づく条例の領域では規制し得ない問題もあり、屋外広告だけではない複合的な都市の課題であると考えられる。

まず、広告宣伝車の音については、屋外広告物法とこれに基づく条例では、

有体物や光の投影による表示を規制対象としており、無体物である音は規制の対象外とされている。

一方、パブリックコメントでは、広告宣伝車から発せられる音の大きさ等について様々な意見が寄せられた。

広告宣伝車等で使用されている拡声器からの騒音に関して、都では「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」により規制を行っており、これまでも広告宣伝車事業者に対し、都の内部で連携してデザイン自主審査制度と騒音規定を併せた啓発活動を行っているということであるが、引き続き連携して取り組んでもらいたい。

また、屋外広告物法の規制は、良好な景観の形成・風致の維持と公衆に対する危害の防止の観点から行われるべきであり、屋外広告物の表示する内容にまで立ち入って規制が行われてはならないとされている。

一方、パブリックコメントでは、広告宣伝車に表示される風俗営業関係の広告による青少年への影響等について多くの懸念が寄せられた。

屋外広告物法及び同法に基づく条例で対応するのは困難であるため、他の法律や条例等によって規制される場合には、警視庁や条例の所管等と連携して対応する必要があると考える。

(2) 新たな課題への対応について

今回、規定を改正し、都外ナンバーの広告宣伝車を新たに規制対象とした後も、広告宣伝車と同様又は類似の態様により広告を表示した自動車や、これまでに想定していなかった方法で乗物等に広告を表示し、道路を走行するものが現れることが考えられる。

まずは都外ナンバーの広告宣伝車に対する規制をしっかりと行うことが重要であるが、こうした広告物による新たな課題が生じた場合には、良好な都市景観の形成と公衆に対する危害の防止の観点から、継続的に検討を行っていくことが必要である。

なお、広告主、広告宣伝車事業者、屋外広告業界等におかれても、今般のパブリックコメントに寄せられた様々な意見を参考にいただき、都市や人と調和した広告宣伝車の在り方に向けてご努力いただくことが必要と考える。

規定改正により、都内を走行する都外ナンバーの広告宣伝車に適用される規制の概要

(1) 都内を走行する際に許可申請が必要となる。

○屋外広告物許可申請（都条例第15条第4号、第23条、第29条、都規則第1条等参照）

- ・ 屋外広告物許可申請書を提出し、許可を受けなければならない。
- ・ 許可申請の際、手数料を納付しなければならない。
- ・ 許可申請前に、公益社団法人東京屋外広告協会によるデザイン自主審査を受けることが求められる。

(2) 都条例に定める車体利用広告の規格の遵守が必要となる。

○ 車体の外面への表示・設置が禁止される広告物（都規則別表第3 6（一）参照）

- ・ 電光表示装置等により映像を映し出すもの（LEDビジョン等）など、運転者の注意力を著しく低下させるおそれのある広告物
- ・ 運転者をげん惑させるおそれのある発光し、蛍光素材を用い、又は反射効果を有する広告物
- ・ 車体の窓又はドア等のガラス部分に表示する広告物

○ 広告宣伝車の規格（都規則別表第3 6（四）参照）

- ・ 自動車登録規則別表第2に規定する広告宣伝用自動車であること
- ・ 消防自動車又は救急自動車と紛らわしい色の使用禁止

(3) 屋外広告業の登録が必要となる。

○ 屋外広告業の登録（都条例第39条参照）

- ・ 都内において、広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置を行う営業を行う法人又は個人は、屋外広告業の登録を受けなければならない。営業所を都内に有していない場合であっても、都内で上記営業を行う場合には登録が必要

(4) 許可取消、行政措置命令や罰則の適用を受ける。

○ 監督（都条例第31～第33条参照）

- ・ 許可を受けた広告宣伝車が、景観若しくは風致を著しく害し、若しくは公衆に対して危害を及ぼすおそれがあると認められるに至ったときや許可申請書に虚偽の事項があったときは、許可権者は、許可を取り消し、又は当該広告物の表示者等に対して、改修、移転、除却等の措置を命ずることができる。
- ・ 都条例又は都規則に違反した広告宣伝車があるときは、当該広告物の表示者等に対して表示の停止や改修、移転、除却等の措置を命ずることができる。知事は、命令を受けた広告物の表示者等が、正当な理由なく当該命令に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

○ 罰則（都条例第68～第71条参照）

- ・ 広告宣伝車に広告を表示して無許可で走行した者、許可後に無許可で広告の表示内容を変更した者、措置命令に違反した者、登録を受けずに屋外広告業を営んだ者等は、30万円以下の罰金に処する。
- ・ 屋外広告業の登録事項の変更の届出をしなかった者等は、20万円以下の罰金に処する。
- ・ 屋外広告業の廃業等の届出を怠った者等は、5万円以下の過料に処する。

東京都屋外広告物条例及び同施行規則（抜粋）

○東京都屋外広告物条例

(禁止区域又は許可区域に許可を受けずに表示又は設置をすることができる広告物等)

第十四条 次に掲げる広告物等は、第六条及び第八条の規定にかかわらず、表示し、又は設置することができる。ただし、第一号、第二号及び第四号に掲げる広告物等については、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

二 電車又は自動車の外面を利用する広告物等

○東京都屋外広告物条例施行規則

第十三条 条例第十四条ただし書の規則で定める基準は、次の各号に掲げる広告物等について、当該各号に定めるとおりとする。

二 条例第十四条第二号に掲げる広告物等

ハ 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)に基づく登録を受けた自動車で、当該登録に係る使用の本拠の位置が他の道府県の区域(指定都市(地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。)、中核市(同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市をいう。以下同じ。))及び法第二十八条の条例で定めるところにより同条に規定する事務を処理することとされた市町村の区域を除く。)、指定都市の区域、中核市の区域又は法第二十八条の条例で定めるところにより同条に規定する事務を処理することとされた市町村の区域に存するものに、当該道府県、指定都市、中核市又は市町村の広告物等に関する条例の規定に従って表示するものであること。

東京都広告物審議会委員名簿

令和5年12月26日現在

	氏名	現職	備考
学識 経験者	佐々木 宏	元（一財）住宅保証支援機構理事長	
	木下 庸子	設計組織 ADH 代表、工学院大学名誉教授	
	菅原 大輔	東京電機大学未来科学部建築学科准教授	
	中島 直人	東京大学大学院工学系研究科准教授	
	加藤 幸枝	カラープランニングコーポレーションクリマ代表取締役	
	小林 昭	（公財）都市計画協会理事	
	小池 知子	弁護士	
	鳥越 けい子	青山学院大学総合文化政策学部総合文化政策学科教授	
	松原 隆一郎	東京大学名誉教授	
	中野 香織	駒澤大学経営学部市場戦略学科教授	
	三谷 文栄	日本大学法学部新聞学科准教授	
広告主 の代表	財津 澄子	東京商工会議所女性会理事	
	堀田 晶子	（公社）日本アドバイザーズ協会 プロモーションメディア委員会委員長代理	
広告業者 の代表	松本 幹久	（一社）日本屋外広告業団体連合会副会長	
	高村 祐次郎	株式会社昭和ネオン代表取締役社長	
	石原 能郎	（公社）東京屋外広告協会常任理事	
関係行政 機関代表	保坂 展人	世田谷区長	
	白井 亨	小金井市長	
	大窪 雅彦	警視庁交通部長	
東京都 職員	谷崎 馨一	都市整備局長	
	中島 高志	東京都技監（建設局長兼務）	
	吉田 義実	消防總監	

審議経過

会議	開催日及び 開催方法又は会場	審議内容
令和5年度第1回 東京都広告物審議会	令和5年6月28日 オンライン会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問 「広告宣伝車に対する規制 について」 ・ 小委員会委員の選出 →のち、規格等検討小委員会 において検討
令和5年度第1回 規格等検討小委員会	令和5年7月26日 オンライン会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員長の選出 ・ 議題 「広告宣伝車に対する規制 について」
令和5年度第2回 規格等検討小委員会	令和5年10月2日 第二本庁舎12階局議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議題 「広告宣伝車に対する規制 について」
令和5年度第2回 東京都広告物審議会	令和5年10月26日 第二本庁舎31階 特別会議室21	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議題 「広告宣伝車に対する規制 について」 ・ 採択 「広告宣伝車に対する屋外 広告物規制の考え方(案)」
令和5年度第3回 規格等検討小委員会	令和5年12月20日 第一本庁舎25階 115会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議題 「広告宣伝車に対する規制 について」
令和5年度第3回 東京都広告物審議会	令和5年12月26日 第一本庁舎25階 115会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議題 「広告宣伝車に対する規制 について」 ・ 採択 「東京都広告物審議会「答 申」～広告宣伝車に対する 規制について～」